

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（両立支援助成金の見直し関係）

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
職業家庭両立課

1. 改正の内容

(1) 「両立支援助成金」の名称変更（第一の二（一）関係）

「両立支援助成金」を、「両立支援等助成金」に名称変更

(2) 休業中能力アップコースの廃止（第一の二（二）関係）

- 休業中能力アップコースについては、政策目的・手段が同じ支援策として、キャリア形成促進助成金（育休中・復職後等能力アップコース）が創設されたため、廃止する。
- 経過措置として、施行日前に育児休業又は介護休業を開始し、平成26年9月30日までに同休業を終了した被保険者がいる事業主又は事業主団体については、当該被保険者に係る支給に限り、従前の通りとする。

【現行のコースの概要】

育児休業・介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した事業主に対し助成。

【キャリア形成促進助成金（育休中・復職後等能力アップコース）の概要】（平成25年補正予算）

育休中・復職後の能力アップのための訓練や出産・育児等により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を実施した場合に訓練経費等を助成。

(3) ポジティブ・アクション能力アップ助成金の創設（第一の二（三）及び（四）関係）

「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」において女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大、管理職登用等に必要とされる能力の付与のため等の一定の研修プログラムを実施し、かつ、当該数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給する。

《助成金対象事業主》

- ・女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムを実施し、かつ、当該数値目標を達成した事業主

《支給限度額》

- ・1企業当たり中小企業30万円、大企業15万円

2. 今後の予定

3月 6日（木）～17日（月）	パブリックコメントの募集
3月20日（木）	労働政策審議会（雇用均等分科会）
3月28日（金）	労働政策審議会（職業安定分科会、職業能力開発分科会）
3月31日（月）（予定）	公布
4月 1日（火）（予定）	施行

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

51.9(29.5)億

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

	助成率
①設置費※	大企業3分の1、中小企業3分の2
②増築費※	大企業3分の1、中小企業2分の1
③運営費	1~5年目:大企業2分の1、中小企業3分の2 6~10年目(平成24年10月31日前に認定申請を行い労働局長の認定を受けた場合):3分の1

※ 2回(1年目と3年目)に分けて支給

子育て期短時間勤務支援助成金

8.6(12.1)億

少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合、事業主に支給する。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで(中小企業事業主は5人まで)

ポジティブ・アクション能力アップ助成金(仮称)

1.2億(新規)

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に支給する。

中小企業30万円、大企業15万円(1企業1回限り)

(参考) キャリア形成促進助成金

(育休中・復職後等能力アップコース(仮称)) 17.5億

育児休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主に支給する。

中小企業 経費助成2分の1・賃金助成800円

大企業 経費助成3分の1・賃金助成400円

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース 1.3(1.2)億

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり 15万円(注)

※ 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

育休復帰支援プラン助成金 1.5億(新規)

中小企業団体に配置された「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休を取得した場合、及び、当該育休取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給する。

支給対象事業主1回当たり 30万円(注)

※ 1企業当たり2回まで
1回目:プランを策定し、育休取得した時
2回目:育休者が職場復帰した時

休業中能力アップコース(経過措置)

0.1(0.6)億

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した中小企業事業主等に支給する。

- ①在宅講習
- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

※平成26年3月31日までに休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者が対象

支給限度額 21万円(注)

※ 1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

期間雇用者継続就業支援コース 9.2(4.8)億

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。(※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに出了事業主が対象。)

	支給額
1人目	40万円(注)
2人目から5人目まで	15万円(注)
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2~5人目5万円加算

継続就業支援コース(経過措置) 2.5(13.9)億

育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。(※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後平成25年3月31日までに出了事業主が対象。)

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

(注)代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。

キャリア形成促進助成金について

(平成25年度補正予算において制度要求)

※平成25年度予算額 83億円

(参考)

1. 趣旨

職業訓練などを実施する事業主に対し訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」について、補正予算において、「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)に基づき、(A)若手社員の訓練を行う事業主団体等に対する新たな支援(熟練技能者による技能承継のための訓練等を拡充)、①育児休業中及び復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度の創設(再就職後の訓練を拡充)について、一部拡充の上前倒し実施するとともに、②成長分野等人材コース及び③グローバル人材育成コース(国外留学等の訓練を拡充)を大企業も対象とする拡充を行う。

2. 助成内容

助成対象訓練		内容	助成額 (現行)	助成額 (改正後) ※ () 額は大企業の額
新 規	(A) 団体等実施型訓練	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能者の育成・承継のための訓練	-	経費助成：1/2
	① 育休中・復職後等能力アップコース	育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練	-	経費助成：1/2 (1/3)
現 行	② 成長分野等人材育成コース	成長分野等での人材育成のための訓練	経費助成：1/2	経費助成：1/2 (1/3) 賃金助成：800円 (400円)
	③ グローバル人材育成コース	海外関連業務に対する人材育成のための訓練 →【拡充】労働者に対する国外留学等の訓練を追加	賃金助成：800円	
	④ 若年人材育成コース	採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2	
現 行	⑤ 熟練技能者育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練	賃金助成：800円	現行と同じ
	⑥ 認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	※⑥は、OJT実施助成(1人1時間当たり600円)がある。	
	⑦ 自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援		
	(C) 一般型訓練	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：400円	

※賃金助成は、1人1時間当たりの額

※経費助成の1人1コース当たりの支給限度額

	現行		
	300時間未満	300時間以上 600時間未満	600時間以上
○一般型訓練	5万円	10万円	20万円
○政策課題対応型訓練			

	改正後		
	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
○政策課題対応型訓練のうち、 ① 育休中・復職後等能力アップコース ② 成長分野等人材育成コース ③ グローバル人材育成コース	15万円 (10万円)	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)
○上記以外の訓練	7万円	15万円	20万円

※ () 額は大企業の額

「育休中・復職後等能力アップコース」(キャリア形成促進助成金)の創設(25年度補正予算)

1 趣旨・目的

- 子どもが3歳になるまで、育児休業を取得したい男女が、安心して育児休業を取得しやすくなるためには、円滑に復職できる環境整備が必要。
- このため、キャリア形成促進助成金の政策課題対応型訓練(※)に、新たに「育休中や復職後等の能力アップに対応した訓練を支援するコース」を創設する等、復職支援を強化する。

(※)政策課題対応型訓練

政策課題対応型訓練に該当する場合、通常の一般型訓練(経費助成:1/3、賃金助成:400円(1H))よりも手厚い助成(経費助成1/2、賃金助成:800円(1H))を実施。

2 助成内容

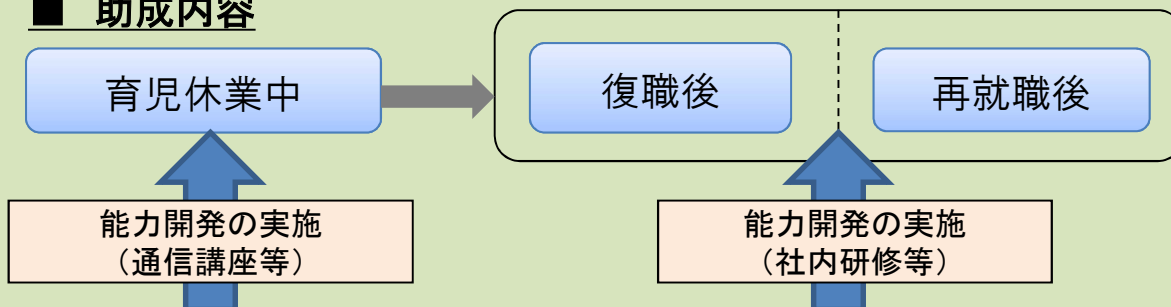
■ 育児休業中 (A) や復職後 (B) 及び妊娠・出産・育児により、一定期間離職していた女性等の再就職後 (C)

の能力アップのための訓練を実施した事業主に対する支援策として、政策課題対応型訓練に、新たに「育休中・

■ 対象事業主の要件

- ① 育休中・復職後等能力アップコース実施計画書を作成していること。
- ② 次の労働者に次のいずれかの訓練を受けさせること。
 - (A) 育児休業中の者を対象とする職業訓練等
 - (B) 3ヶ月以上の育児休業期間終了後に職場復帰した復職後1年以内の者を対象とする職業訓練等
 - (C) 妊娠・出産・育児による離職者で、子が小学校就学の始期に達するまでに再就職した者で再就職後3年以内の者を対象とする職業訓練等

■ 助成内容



【助成額】

- 中小企業
賃金助成:800円(1H)
経費助成:1/2(限度額の上限を現行の1人20万円から1人50万円に引き上げ)
- 大企業
賃金助成:400円(1H)
経費助成:1/3(限度額の上限は1人30万円)